

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給

のご案内

制度概要

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、雇用機会が不足している地域などにおいて雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。
地域活性化雇用創造プロジェクト（地プロ）実施地域において支給要件を満たした事業主に対しては、**基本支給額に加え、第1回目の支給時に雇入れ1人につき50万円を上乗せして支給**します。

支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。地プロ実施地域における支給要件は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件とは一部異なりますのでご注意ください。
なお、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件の詳細については「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をご覧ください。

	基本的な支給要件 (手引に記載されている支給要件)	地プロに係る特例支給の要件
計画書の提出		事前に事務局に申請し、承認を得ること
対象事業主	「同意雇用開発促進地域」(※1)において事業所の設置・整備を行うこと	「地プロ実施地域」において事業所の設置・整備を行うこと
対象労働者	「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」に雇入れ日時時点で居住する求職者	「地プロ実施地域」を含む都道府県の区域に雇入れ日時時点で居住する求職者 正社員（無期雇用かつフルタイム）であって、通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と同一の賃金制度を適用するもののみ対象
支給額	基本支給額（48～960万円）を1年ごとに最大3回 ※ 中小企業の場合、創業の場合に追加助成あり	基本支給額に加え、雇入れ1人につき50万円を上乗せして支給（上乗せは1回目のみ） ※ 1事業所あたり20人が上乗せ支給の上限人数
完了日	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月 計画日から起算して18か月を経過する前に地プロ実施期間終了日が到来する場合は、地プロ実施期間終了日
支給申請期限 (完了届提出期限)	計画日から起算して20か月を経過する日	地プロ実施期間終了日（令和7年3月31日）(※2) 令和5年10月1日以前 令和5年10月2日以後 計画日から起算して20か月を経過する日 地プロ実施期間終了日の翌日から起算して2か月を経過する日

ご注意ください！

- 支給申請期限までに申請しない場合、基本支給額、上乗せ助成額のいずれも受給できません。
- 地プロ用として提出した計画を、通常地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画（同意雇用開発促進地域等）に変更するためには、提出した計画書を取り下げ、新たな計画書を提出する必要があります。

- (※1) 同意雇用開発促進地域：対象地域は、厚生労働省HPまたは都道府県労働局に確認してください。
[トップページ](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [雇用](#) > [施策情報「雇用関係助成金」](#) > 4.雇入れ関係の助成金「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」
- (※2) 県プロジェクトの実績により、地プロ実施期間が令和5年3月31日まで、あるいは、令和6年3月31日までとされる場合があります。

福岡県が地域活性化雇用創造プロジェクトとして実施する、『DX人材育成・確保促進事業』に参加される事業主は、**地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の特例支給が申請可能です!**

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)とは?

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)は、雇用機会が不足している地域などにおいて雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。
地域活性化雇用創造プロジェクト(地プロ)実施地域において特例支給の要件(※1)を満たした事業主に対しては、**基本支給額に加え、上乗せ助成者数(※2)に50万円を乗じた額を上乗せして支給します。**

**支給要件: ①対象産業分野に該当し、かつ、地プロ事業に参加される事業主であること。
②地プロに係る特例支給の要件を満たすこと。
(詳しくは下記事務局までお問い合わせ下さい。)**

※1 地プロ実施地域における支給要件は、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の基本的な支給要件とは一部異なりますのでご注意ください。なお、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の基本的な支給要件の詳細については「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)支給申請の手引」をご覧ください。

※2 上乗せ助成者数: 完了日の該当年度毎に、雇い入れる対象労働者の総数を上限として事務局が承認します。

支給申請の流れ



対象産業分野について

DX人材育成・確保促進事業において支援する、デジタル、グリーン、宇宙、ブロックチェーン、バイオ等の成長分野の県内企業(成長分野への進出を考えている企業、成長分野企業と取引関係にある中小企業等)

【お問合せ】

福岡県DX人材育成・確保促進事業事務局(株式会社パソナ内)

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル13階

TEL: 050-3816-5944 FAX: 050-3816-5946

E-mail: fukuoka-dx@pasona.co.jp

※DX人材育成・確保促進事業は、株式会社パソナが福岡県の委託を受けて運営しています。